

行政書士土井誠法務事務所の遺言信託サービスにおける遺言執行の手数料は以下の通りです（事案により増減する場合有）。

相続財産評価額	料率
5,000 万円以下の部分	2.00%
5,000 万円超 1 億円以下の部分	0.75%
1 億円超 2 億円以下の部分	0.50%
2 億円超 3 億円以下の部分	0.40%
3 億円超 5 億円以下の部分	0.30%
5 億円超 10 億円以下の部分	0.25%
10 億円超の部分	0.15%

< 相続財産評価額の例 >

1．不動産

固定資産税評価額とします。

2．金融資産

各金融機関が発行した証明書に記載されている金額とします。

口数や基準価額の表示のみの場合は、それらを乗じた金額とします。

非上場株式は、税理士等により評価額計算が行われている場合はその金額を評価額とし、評価額の算定がない場合は 1 株あたりの資本金額に株数を乗じた金額を評価額とします。

3．保険契約に関する権利（生命保険、損害保険）

保険会社による解約返戻金相当額を評価額とします。

その他、詳細については当事務所にご確認ください。

最低料金は 15 万円です。